

尾道市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

大分類： 6 子育て支援系施設

中分類： 1 2 その他子育て支援施設

令和3年3月

広島県尾道市

(子育て支援課)

【目次】

- 1 個別施設計画策定の趣旨及び概要
 - (1) 策定の趣旨
 - (2) 計画概要と計画期間

- 2 対象となる施設一覧及び概要
 - (1) 対象施設一覧
 - (2) 対象施設配置図
 - (3) 対象施設の役割

- 3 各種分析結果
 - (1) 劣化状況
 - (2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況
 - (3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況
 - (4) 利用状況
 - (5) コスト状況

- 4 今後の基本的な方向性
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の施設の考え方
 - (3) 検討すべき方向性と実施時期

1 個別施設計画策定の主旨及び概要

(1) 策定の趣旨

尾道市が保有する公共建築物やインフラ資産は、今後、大量に更新時期を迎えます。厳しい財政状況や人口減少等による利用需要の変化等が見込まれるなか、公共建築物やインフラ資産の長期的視点による更新統廃合等を計画的に実施し、財政負担の軽減と平準化及び施設の適切な配置を実現する必要があります。

尾道市は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、平成28年度に「尾道市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定しました。

総合管理計画の4つの基本原則とこれを踏まえた実施方針、施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、個別施設計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画概要と計画期間

本計画は、総合管理計画「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針」で規定される施設類型「4-6 子育て支援系施設」のその他子育て支援施設について、施設の現状、役割、課題を整理し、今後の各施設の基本的な方向性及び考え方を示したものです。

本計画に基づく各施設のあり方の具体的な検討や実施については、議会及び市民との問題意識や情報の共有化を図りながら、取り組むこととします。

計画期間は、総合管理計画と同期を図るため、本計画策定時から令和28年度までとしますが、社会情勢の変化や社会的ニーズに基づき、必要に応じて計画の改定を行うとともに、各期（短期・中期・長期）に改定を行うこととします。

2 対象施設の一覧及び役割

(1) 対象施設一覧表（別紙1）

(2) 対象施設配置図（別紙2）

(3) 対象施設の役割

ア 放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定による、市内の小学校に就学、又は、市内在住者であって市外の小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的で、学校施設等を利用して整備する施設です。運営主体は、市町村のほか、社会福祉協議会、保護者会、地域運営委員会、法人、民間企業、個人もあらかじめ厚生労働省令で定める事項を市長村長に届け出て、放課後児童クラブを運営することができます。また、平成24年8月に制

定された子ども・子育て支援法では、市町村が実施主体となって実施する「地域子ども・子育て支援事業」のひとつに位置付けられており、運営主体を問わず、市町村の「基準条例」を遵守する必要があります。尾道市においては、「尾道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めており、児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設け、その面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上必要です。

イ 子育て支援センターは、児童福祉法第6条の3第3項の規定による地域子育て支援拠点事業で、厚生労働省令で定めるところにより、乳幼児又は幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。放課後児童クラブと同様、「地域子ども・子育て支援事業」のひとつに位置付けられており、地域子育て支援拠点事業実施要綱に実施基準を定められています。事業の実施主体は市町村ですが、市町村が認めたものへ委託等を行うことができます。事業の実施場所は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設など、子育て親子が集う場として適した場所で、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保できて、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用できる設備を備える必要があります。

ウ 児童館・児童センターは、児童福祉法第40条の規定による児童厚生施設で、0歳から18歳未満の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設で、児童の発達増進、日常の生活の支援、児童と児童の家庭が抱える問題の発生予防及び早期発見と対応、子育て家庭への支援、地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割があります。事業の実施主体は、市町村、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、社会福祉法人等の厚生労働省令に定めるものとされています。児童館の種別は、小型児童館、児童センター、大型児童館、その他の児童館に分類されており、それぞれに必要な機能、設備、職員、運営等が、児童館の設置運営要綱に定められています。

3 各種分析結果

(1) 劣化状況

ア 市内の放課後児童クラブは、令和2年度現在で26か所あり、小学校の余裕教室等の利用が13か所、公民館等公共施設間借りが5か所、民間賃借物件利用が6か所、専用施設が2か所という内訳となっています。専用施設については、平成26年度以降に新築されたものですが、小学校及びその他の公共施設については建物耐用年数を経過したものが多く、経年劣化が進んでいます。

イ 子育て支援センターは6か所あり、公共施設利用が5か所、民間賃借物件が1か所です。おのみち子育て支援センターのある人権文化センターは平成29年度にリ

ニューアル工事を実施しており、当面使用に問題はありますが、民間賃借物件を除く他の4か所については経年劣化が進んでいます。

ウ 児童館は2か所あり、人権文化センター2階にある北久保児童館と、総合福祉センター2階にある児童センターです。総合福祉センターは経年劣化が進んでいます。人権文化センターは平成29年度にリニューアル工事を実施しており、当面使用に問題はありません。

(2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況

ア 放課後児童クラブは、一部の専用施設や民間賃借物件を除き、大多数が他の公共施設を間借りした状態であり、耐震診断及び耐震改修工事は寄留先の対応に委ねています。小学校の余裕教室を利用した放課後児童クラブのうち、長江及び重井については旧耐震基準の校舎内にあり、校舎の耐震改修の予定もなく、大きな地震への備えは十分ではありません。また、旧幼稚園舎を利用した吉和放課後児童クラブについても耐震改修が未実施です。そのほかにも、公民館等の公共施設を利用した放課後児童クラブのうち、御調第2放課後児童クラブが設置された御調文化会館は旧耐震基準の建物で、耐震診断や耐震改修が未実施です。

災害危険区域への指定については、放課後児童クラブ室で特別警戒区域に指定されたところはありません。

イ 子育て支援センターについても、生口島を除き他の公共施設を間借りしており、耐震診断及び耐震改修工事は寄留先の対応に委ねています。おのみち子育て支援センターは平成29年度に耐震化が完了しています。東尾道、向島、因島、生口島は新耐震の建物です。御調子育て支援センターが設置された御調文化会館は旧耐震基準の建物で、耐震診断や耐震改修が未実施です。

災害危険区域への指定については、子育て支援センターで特別警戒区域に指定されたところはありません。

ウ 児童館・児童センターについては、2施設とも新耐震基準または耐震診断済みの施設です。

災害危険区域への指定については、児童館で特別警戒区域に指定されたところはありません。

(3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況

放課後児童クラブ専用施設は、入口のスロープや多目的トイレを備えており、機能性に優れています。その他の小学校や公共施設、民間賃借物件については、設備改修に制限があるため必要最低限の機能しか備えていません。

子育て支援センター及び児童館・児童センターは、基本的に他の公共施設の一部を利用しているため、共用スペースにあるスロープやエレベーター、多目的トイレを使用することで一定程度の機能性は保たれています。

(4) 利用状況

ほとんどの放課後児童クラブは、定員を充たす利用状況となっています。最も利用の多くなる年度初めと夏季の長期休業日には、一部のクラブでは待機児童がでている状況です。夏季休業日にはクラスの増設のため、小学校の特別教室や図書室、公民館等の公共施設を利用した一時的なクラス開設を実施しています。

子育て支援センターは、年々利用者が増加していますが、現在の場所でこれ以上のスペースを確保することは難しい状況です。

児童館・児童センターも利用者は増加しており、現在設置していない地域の住民からは新設の要望が出ている状況です。

(5) コスト状況

放課後児童クラブの施設維持保守管理に係る経費は、年間1788万円、子育て支援センターは年間469万円、児童館及び児童センターは、年間18万円です。主な経費は、賃借料、光熱水費、修繕料、設備点検委託料等です。

4 今後の基本的な方向性

(1) 現状と課題

放課後児童クラブは、児童が放課後自主的に登会できるよう小学校の近接地に設置する必要がありますが、適当な敷地を確保し、専用施設を建設するのは現状では難しいため、小学校の余裕教室や隣接の公民館等の公共施設を利用しています。このため、クラブ室の確保には大変苦慮しており、クラブの利用児童数が1年間でも時期によって大きく増減があるため、必要性を見極めたうえで施設整備の方法を検討しています。今後も計画的に改修を行うなど、施設の長寿命化を図り、効率的な維持管理と安全性の確保が求められます。

子育て支援センターや児童館・児童センターについては、現状の施設の長寿命化を図るほか、利用者の増加に対応するため、新たな開設場所を確保することが必要です。

(2) 今後の施設の考え方

放課後児童クラブは、平成27年にスタートした子ども・子育て支援新制度により対象年齢を小学3年生から小学6年生までに拡大した結果、利用者数が大幅に増加しました。しかし、今後の少子化による児童数の減少等を鑑みれば、施設整備を伴う新規開設は慎重に検討すべきであると考えます。児童の放課後の安全と保護者の安心を確保しつつ、将来的な児童数の推移を見極め、賃貸物件を積極的に活用するなど、長期的な視野での費用負担を検討し、施設の確保に努めます。

子育て支援センターや児童館・児童センターは、現在は利用希望者が増加傾向にあります。増設の要望に対しては、本市が推進している認定こども園の支援室を活用するなど、現在ある施設を利用し、地域子育て支援拠点の拡大と機能強化を図ります。

(3) 検討すべき方向性と実施時期（各施設毎の詳細は別紙3）

放課後児童クラブについては、引き続き各小学校区の利用者の推移を見ながら、待機児童を出さないよう施設確保を図ります。

子育て支援センターについては、当面は現状維持とし、各施設の利用状況や地域の児童人口の推移を見ながら、利用者が過大となった地域の認定こども園の支援室等を活用するなど、サービスの低下につながることはないよう施設確保を図ります。

児童館・児童センターについては、当面現状維持とし、各施設の利用状況や地域の児童人口の推移を見ながら、サービスの低下につながることはないよう施設の維持を図ります。

なお、いずれの施設においても、継続して使用するものについては、設備等の補強、改修工事を行うとともに、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ります。

別紙1 (対象施設一覧表)

No	施設名称	所管	所在地	主たる建物の建築年	延床面積 (㎡)
1	山波放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	山波小学校 北校舎1階 (尾道市山波町1630)	H05	247.73
2	久保放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	久保小学校 体育館1階 (尾道市東久保町13-19)	S47	60.18
3	吉和放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	旧吉和幼稚園 (尾道市東元町26-3)	S55	283.80
4	栗原放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	栗原小学校 北校舎1階 (尾道市西則末町11-16)	S43	199.13
5	栗原北放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	栗原北小学校 1階 (尾道市栗原町11750)	S53	85.80
6	日比崎第三放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	日比崎小学校 新館2階 (尾道市日比崎町12-1)	H22	66.25
7	長江放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	長江小学校 1階 (尾道市長江二丁目8-12)	S39	66.30
8	三成放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	三成小学校 1階 (尾道市美ノ郷町三成1042-2)	S46	62.25
9	美木原放課後児童クラブ (小学校敷地内単独型)	子育て支援課	美木原小学校敷地内 (尾道市美ノ郷町本郷604)	H29	190.92
10	向東放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	向東小学校 南校舎2階 (尾道市向東町8670)	S47	132.60
11	浦崎放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	浦崎小学校 1階 (尾道市浦崎町甲2246)	S57	65.52
12	御調中央第一放課後児童クラブ (市公民館)	子育て支援課	市公民館 2階 (尾道市御調町市1110-1)	S62	98.10
13	向島中央放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	向島中央小学校 1階 (尾道市向島町5979)	H26	273.91
14	因島北放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	因北小学校 1階 (尾道市因島中庄町3322)	S44	127.80
15	因島南放課後児童クラブ (小学校敷地内単独型)	子育て支援課	因島南小学校隣接 (尾道市因島土生町1321-1)	H26	372.74
16	重井放課後児童クラブ (小学校)	子育て支援課	重井小学校 1階 (尾道市因島重井町3309-1)	S45	64.80
17	瀬戸田放課後児童クラブ (公民館)	子育て支援課	瀬戸田市民会館 1階 (尾道市瀬戸田町瀬戸田535-1)	S61	137.00
18	高須第2放課後児童クラブ (東部公民館南分館)	子育て支援課	東部公民館高須南分館内 (尾道市高須町4750-2)	H14	60.70
19	御調中央第二放課後児童クラブ (御調文化会館)	子育て支援課	御調文化会館 2階 (尾道市御調町市245)	S52	61.30
20	御調西放課後児童クラブ (河内公民館)	子育て支援課	河内公民館 2階 (尾道市御調町丸河南90-1)	S62	78.00
21	おのみち子育て支援センター (人権文化センター)	子育て支援課	尾道市人権文化センター2階 (尾道市防地町26-24)	S48	127.66
22	御調子育て支援センター (御調文化会館)	子育て支援課	御調文化会館 1階 (尾道市御調町市245)	S52	71.10
23	向島子育て支援センター	子育て支援課	旧向東支所 (尾道市向東町8743-2)	H05	100.10
24	いんのしま子育て支援センター (芸予情報文化センター)	子育て支援課	芸予文化情報センター3階 (尾道市因島土生町100-4)	H06	148.18
25	生口島子育て支援センター (旧東生口幼稚園)	子育て支援課	旧東生口幼稚園 (尾道市因島洲江町49-1)	H11	389.00
26	尾道市北久保児童館	子育て支援課	尾道市人権文化センター2階 (尾道市防地町26-24)	S48	185.29
27	尾道市児童センター	子育て支援課	尾道市総合福祉センター2階 (尾道市門田町22-5)	S58	411.88

別紙2 (対象施設配置図)



